

UDC 678.744.72

K 6726

JIS

ポリビニルアルコール試験方法

JIS K 6726-1994

(2003 確認)

(2007 確認)

平成 6 年 6 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 31. 7. 17 改正：平成 6. 6. 1
官 報 公 示：平成 6. 6. 7
原案作成協力者：酢ビ・ポバール工業会
審 議 部 会：日本工業標準調査会 高分子部会（部会長 三田 達）
この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部繊維化学規格課(〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1)へ連絡してください。
なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

ポリビニルアルコール試験方法

K 6726-1994

Testing methods for polyvinyl alcohol

1. 適用範囲 この規格は、けん化度約70(モル%)以上のポリビニルアルコールの試験方法について規定する。

備考1. この規格の引用規格を、付表1に示す。

2. この規格の中で{ }を付けて示してある単位及び数値は、従来単位によるものであって、参考値である。

2. 試料採取方法

(1) **要旨** 品質が均一とみなすことができる1ロットから次に規定する方法で試料を採取する。複数の容器(紙袋、フレキシブルコンテナなど)からそれぞれ同量ずつの試料を採取し、適当な試料容器に移してよく混合し、このうちの500 g以上を供試試料とする。

(2) **器具及び装置** 器具及び装置は、次のとおりとする。

(a) **試料採取器** ステンレス鋼製で、試料を必要量採取できるもの。その一例を図1及び図2に示す。

(b) **試料縮分器** 試料を縮分できるもの。その一例を図3に示す。

(3) **操作** 操作は、次のとおり行う。

(a) **容器の抜取個数** 1ロットから複数の容器を抜き取る場合は、表1に示す個数をランダムに抜き取る。

なお、試料の品質が安定していることが確認できる場合には、抜取個数を変更してもよい。

表1 容器の抜取個数

容器数	抜取個数	容器数	抜取個数
1~4	全数	76~100	10
5~10	5	101~125	11
11~20	6	126~150	12
21~30	7	151~200	13
31~50	8	201~250	14
51~75	9	251以上	14+ α ⁽¹⁾

注⁽¹⁾ α は、次の式によって算出し、小数点以下は、
切り上げて整数とする。

$$\alpha = \frac{n - 250}{50}$$

ここに、n: 容器数

(b) **試料の採取方法** 抜き取った各容器の口を開き、あらかじめ清浄・乾燥した試料採取器を用いてできるだけ多くの箇所から、それぞれ同量ずつの試料を採取しよく混和する。次に試料縮分器を用いて所定の量(500 g以上)まで縮分し、供試試料とする⁽²⁾。

注⁽²⁾ 直ちに試験を行わない場合は密閉容器に入れて保存しておく。